

第5章 温室効果ガス排出量の削減目標

5-1 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている温室効果ガスと同様に、下表のとおりとします。

表 5-1 対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途・排出源
CO ₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など
CH ₄ メタン	25	天然ガスの成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N ₂ O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物等のような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFC _s ハイドロフルオロカーボン	1,430	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、建物の断熱材など。
PFC _s パーフルオロカーボン	7,390	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF ₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF ₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※地球温暖化係数：各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果を1とした場合の比で表したものの、IPCC第4次評価報告書の地球温暖化係数。

5-2 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

(1) 中期目標及び長期目標の設定

温室効果ガス排出量の削減目標について、2020（平成 32）年度を目標年度とした中期目標は見直し時点では達成できていないことから、引き続き目標として設定することとします。また、2050（平成 62）年度を目標年度とした長期目標についても、引き続き設定することとします。

【中期目標】

岐阜県内の温室効果ガスの総排出量を、

2020（平成 32）年度までに、1990（平成 2）年度比 20%削減

【長期目標】

岐阜県内の温室効果ガスの総排出量を、

2050（平成 62）年度までに、1990（平成 2）年度比 80%削減

(2) 国の削減目標を踏まえた岐阜県の見直し

国では、2015（平成 27）年 11 月に開催された COP21 において、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比▲26.0%（2005（平成 17）年度比▲25.4%）の水準にする約束草案を提出しています。

岐阜県においても、2020（平成 32）年度を目標年度とする中期目標の先に、国が示す 2030（平成 42）年度の削減目標を見据えながら取組むことが重要です。

岐阜県における現時点での温室効果ガス排出量の最新確定値は 2012（平成 24）年度となっており、国の目標値を 2012（平成 24）年度比で換算すると削減率は 25%となります。そこで、岐阜県においても、2030（平成 42）年度の温室効果ガス排出量を 2012（平成 24）年度比▲25%（1990（平成 2）年度比▲32%）とすることを見据えて、計画を推進していく必要があります。

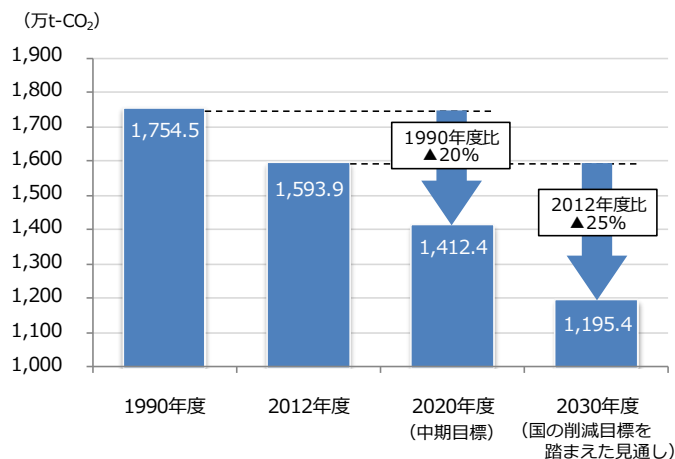


図 5-1 温室効果ガス排出量の削減目標